

外国人材の受入れ・共生のための  
総合的対応策に係る取組の  
現状・課題・対応策

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

## 2 多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動 (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり

項目	現状	課題	対応策
国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり	法務省において、企業や外国人を支援している団体等から意見を幅広く聴取し、多文化共生施策の企画立案に反映させるべく検討することとしている。	今後、国民及び外国人の意見を幅広く聴取し、共生施策の企画立案に適切に反映させる仕組みを構築する必要がある。	法務省において、「『国民の声』を聴く会議」を設置し、国民及び外国人双方から共生施策の企画立案に資する意見を継続的に聴取するほか、各地方入国管理局が開催している「出入国管理行政懇談会」等において、地方公共団体、企業、外国人を支援している団体等から広く意見を聴取する。

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

## 2 多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動 (2) 啓発活動等の実施

項目	現状	課題	対応策
啓発活動等の実施	<p>外国人材の受入れの拡大に伴い、言語、宗教、慣習等の相違から、外国人をめぐる様々な人権問題が発生、増加することが予想される。</p>	<p>国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、講演会等の開催や啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施しているが、外国人の人権状況を改善するため、より一層、施策を推進していく必要がある。</p> <p>外国人が人権侵害の被害に遭った場合、法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続が活用できることを、外国人に広く周知する必要がある。</p>	<p>今後も地方公共団体等と連携した啓発活動等を通じて、誰もが互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現を図る。</p> <p>法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、引き続き、外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語展開するなど、外国人が安心して利用できるよう窓口や制度に係る更なる周知を図る。</p>
	<p>外務省と国際移住機関等との共催により「外国人受入れと社会統合に関する国際ワークショップ」を開催し、海外有識者による海外先進事例の紹介や地方公共団体等国内関係者によるパネルディスカッションを通じて国民の意識啓発を図っている。</p>	<p>日本に滞在する外国人は、文化、言語、就労、教育等様々な課題に直面しており、外国人が日本社会から孤立することは、困窮、不就学等の要因となり、ひいては社会不安や二国間関係の悪化の原因となり得ることから、外国人を受け入れている地方公共団体や企業、地域コミュニティ等の意識向上を図ることが重要である。</p>	<p>今後、地方における外国人の社会統合の必要性が益々増加していくことが予想されることから、地方公共団体関係者等との協力を強化する。</p> <p>また、地方公共団体や企業等の意識向上のため、外国人の受入れに先進的に取り組んできた国の有識者から先進事例の紹介を受けることで、外国人の受入れ施策を講じるための知見を得る機会とする。</p>

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

## 3 生活者としての外国人に対する支援 (1)円滑なコミュニケーションの実現

項目	現状	課題	対応策
	NPO・国際交流協会等を対象とした地域日本語教育実践プログラムを推進している。 地域日本語教育コーディネーターを対象とした研修を実施している。	一部の外国人が社会から孤立し、地域で十分に力を発揮できていない。外国人の円滑な社会生活が促進されるよう、日本での生活に必要な日本語を習得できるような施策の充実が必要。地方公共団体が関係機関等と有機的に連携しつつ日本語教育環境を強化するための総合的な体制が整備されていない。	地域における日本語教育の拠点が各地に整備されることを目的に、NPO等を対象とした地域日本語教育実践プログラムを引き続き推進する。 地域の日本語教育体制の強化に向けた取組を推進する。
①日本語教育の充実、日本語教育機関の適正な管理及び質の向上	日本語教室が開設されていない地域(以下「空白地域(1,209/1,896市区町村(H28.11.1現在))」)に対する「地域日本語教育スタートアッププログラム」を実施している。 日本語教室がない地方公共団体に設置を促す「空白地域解消推進協議会」の開催や、空白地域に住む外国人に対する日本語学習教材(以下「ICT教材」)の開発・提供を行っている。	空白地域に住む外国人は増加(現在約55万人)しており、これら外国人に対する日本語教育環境の整備が不十分である。	空白地域の解消に向けた支援、ICT教材の開発・提供を引き続き行う。 地域の日本語教育体制の強化に向けた取組を推進する。
	日本語教師の養成カリキュラム及び日本語教育人材の研修カリキュラムの開発・実施を行っている。	外国人は増加している一方で日本語教育人材の数は増えておらず、その約6割がボランティアである。 日本語教師現職者研修については内容が確立されておらず、機会も限られている。 日本語教師のスキルを証明する仕組みがない。	日本語教師の養成カリキュラム及び日本語教育人材の研修カリキュラムについて、支援事業対象を拡大し、更なる普及を図る。 日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等について、平成30年度中に検討に着手し、平成31年度中に結論を得る予定としている。
	教育の質は、日本語教育機関開設時に、文科省及び文化庁において実施される有識者によるヒアリングを元に検証している。 変更が生じた場合にも文科省等の意見を基に適合性を判断している。	日本語教育機関を包括的に管理する行政機関がないため、教育の質を客観的に評価する仕組みや指標がなく、適切な水準が維持されているか否かについて検証が困難である。	日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みを検討する。

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

## 3 生活者としての外国人に対する支援 (1)円滑なコミュニケーションの実現

項目	現状	課題	対応策
②行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	浜松市、さいたま市、新宿区においてワンストップ型の相談センターを開設、運用している。	行政手続や生活相談について、在留外国人のニーズを把握し、よりきめ細やかな対応を図ることが必要。	地方公共団体等から意見を聴くことによりニーズを把握した上、既存の相談センターの運用の在り方や地方公共団体等が開設している類似の相談窓口との協働や連携等について検討する。
	一部の省庁において所掌事務を中心とした外国人向けガイドブックを作成し、HPに掲載している。また、一部の地方公共団体において生活情報ガイドブックを作成している。	安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報(在留手続・労働法令・社会保険・防犯・交通安全等)については、外国人の多様化に対応し、多言語で情報を提供する必要がある。また、外国人が必要とする情報に十分アクセスできているとはいえない。	既存のガイドブックの活用について検討するとともに、「生活・就労ガイドブック(仮)」を政府横断的に作成し、外国人が必要な情報に容易にアクセスできるよう周知を図る。また、入国前の外国人に提供することが望ましい情報は、在外公館等を通じて周知を図る。
	<p>《医療》 医療通訳の配置支援、院内案内図の多言語化等受入体制の整備を進めている。</p> <p>《各種商品・サービス》 「多言語商品情報データプール」を構築し、スマートフォンアプリ「Mulpi」をリリースした。</p> <p>《消費者トラブル》 訪日外国人の増大に伴い、消費者トラブルの増大が予見されるが、短期滞在者を含め、外国人の消費生活相談の対応が可能な消費者センターが少ない。</p> <p>《銀行口座開設》 各銀行においてコミュニケーションボードや翻訳アプリの活用等により対応している。</p>	<p>《医療》 外国人の増加に伴う言語、文化、慣習の相違に起因する課題が発生している。</p> <p>《各種商品・サービス》 提供企業及び連携企業の数が少ない。アプリについて外国人に十分に認知されていない。</p> <p>《消費者トラブル》 消費者被害防止のための多言語に対応した情報提供や多言語での消費生活相談窓口の整備が不十分である。</p> <p>《銀行口座開設》 外国人の銀行口座開設につき、銀行間で対応のばらつきがある。</p>	<p>《共通》 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実を図る。</p> <p>《医療》 対策協議会の設置、マニュアル作成、電話医療通訳の利用促進等を通じて医療機関の整備を進める。医療機関における未収金発生防止のため、事業所における民間保険の加入を推奨する。</p> <p>《各種商品・サービス》 製・配・販連携協議会や多言語対応協議会を通じた普及啓発や利用支援を進める。</p> <p>《消費者トラブル》 地域における消費生活相談に係る体制の充実を図る。</p> <p>《銀行口座開設》 実態把握を進め、金融機関に対して利便性向上のため<sup>4</sup>の対応を促す。</p>

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

## 3 生活者としての外国人に対する支援 (2)暮らしやすい地域社会作り

項目	現状	課題	対応策
①地域における多文化共生の取組の促進・支援	地方創生に取り組む中で、インバウンド等により外国人材を要望する地方公共団体が増加している一方で、在外には、日本語学習者等の親日外国人材が多数存在している。	地方公共団体における外国人材のニーズが一層高まることが想定される中、在外の親日外国人材を積極的に掘り起こし、受入れを進めていく必要がある。	在外公館等における親日外国人の掘り起こしを図るための広報を行う。また、地方公共団体と外国人材とのマッチングさせるための仕組みを構築し、地方公共団体における幅広い活動に従事できる包括的な資格外活動許可を新たに付与することにより、多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人材の活躍を推進する。
	受け入れた外国人が安心して我が国での生活を開始できるようにするためには、外国人の支援を適正に行う担い手の協力が欠かせない。	外国人の支援に携わる機関・個人が支援を効果的に行うためのノウハウや情報を得る機会が十分に設けられているとはいえない。	関係省庁、地方公共団体及びNPO法人等が連携し、支援を担う機関・個人に対して、継続的な情報提供を行うなどの効果的措置等を検討する。また、外国人支援者同士が連携して効率的、効果的に外国人に対する支援を行えるよう、支援者のネットワークを構築する。
②医療・保健・福祉サービスの提供	医療通訳の配置支援、院内案内図の多言語化等受入体制の整備を進めている。	外国人の増加に伴う言語、文化、慣習の相違に起因する課題が発生している。	対策協議会の設置、マニュアル作成、電話医療通訳の利用促進等を通じて医療機関の整備を進める。 医療機関における未収金発生防止のため、事業所における民間保険の加入を推奨する。
③公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援	賃貸人・仲介業者向け実務対応マニュアルや賃貸借契約書の外国語版のHP掲載等による普及促進、外国人を含む住宅確保要配慮者向け住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、居住支援協議会等の活動費用に対する財政上の支援を実施している。	外国人の居住の安定確保を図るため、取組を継続する必要がある。	賃貸人及び仲介業者向け実務対応マニュアルや、賃貸借契約書の標準書式(外国語版)の普及、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録、住宅情報提供や居住支援等を促進する。
	永住することができる資格を有する者については、公営住宅への入居資格を認めるものとし、その他の外国人についても、中長期在留者については、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認めるよう地方公共団体に対して要請している。また、UR都市機構においては、永住者、外交、公用、特別永住者、中長期在留者について、入居資格を認めている。	外国人の居住の安定確保を図るため、取組を継続する必要がある。	公営住宅及び都市再生機構賃貸住宅に関して、在留資格を持つ外国人の入居について、日本人と同様の入居を認めるよう、取組を引き続き推進する。

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

### 3 生活者としての外国人に対する支援 (2)暮らしやすい地域社会作り

項目	現状	課題	対応策
④防災対策等の充実	地方公共団体における「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成を促進することを目的として、平成30年度から研修を予定している。	地域において、外国人被災者への情報伝達を支援する体制が必要である。	平成32年までに、都道府県及び政令指定都市において「災害時外国人コーディネーター」の配置をするため、養成研修を実施する。
⑤防犯・交通安全対策の充実	各都道府県の実情に応じ、民間通訳人を同行した巡回連絡、防犯講習、夜間合同パトロール等、各種活動を実施し、防犯対策の充実を図っている。	我が国の社会に適應できない一部の外国人が犯罪に巻き込まれたり、外国人コミュニティ等が犯罪組織等に悪用されることが懸念される。	関係機関と連携しつつ、防犯講習等各種活動を実施し、外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透を防止し、犯罪誘引の除去を図る。
	在留外国人を対象に地域の実態に即した交通安全教育や広報啓発資料を作成している。また、複数の外国語による運転免許学科試験及び認知機能検査の実施を支援している。	日本の交通ルール・マナーを的確に理解させるため、交通安全教育等を推進する必要がある。 日本語に不安を抱える外国人の利便を図るため、各地域の実情に応じて外国語による学科試験の実施の支援を更に進める必要がある。また、今後増加が見込まれる高齢の外国人運転者に対して、認知機能検査を的確かつ円滑に行う必要がある。	地域の実態に即した交通事故防止策をより一層推進する。多言語による学科試験の実施を支援する。また、各都道府県警察では外国人が認知機能検査を受検できる取組を実施しており、今後も継続していく。

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

## 3 生活者としての外国人に対する支援 (3)子供の教育の充実

項目	現状	課題	対応策
<p>①外国人児童生徒の教育の充実</p>	<p>①公立小中学校等において日本語指導に対応する教員について、指導を受ける児童生徒数に応じて必要な教員定数を確保できるよう、平成29年度から10年間で計画的に基礎定数化を図っている。 教員等の資質能力の向上のため、教育機関が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発を実施している。</p> <p>②各地方公共団体が行う外国人児童生徒に対する支援体制の構築のための取組に支援を行っている。 外国人児童生徒や保護者とスムーズな意思疎通を図り、きめ細かな就学相談や日本語指導を実施するため、多言語翻訳システムの活用に関する実証実験を実施している。</p> <p>③夜間中学は、平成29年現在、8都道府県25市区で31校が設置されているところ、近年、日本国籍を有しない生徒が増加している。</p>	<p>①②日本語指導が必要な児童生徒について、日本語能力を的確に把握しきめ細やかな指導を行い、学校生活を継続させることが必要である。 特に高等学校における日本語指導が必要な児童生徒が近年増加しており、高等教育機関への進学や就職に課題がある。</p> <p>③全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実など教育機会の確保等を図る必要がある。</p>	<p>①「モデル・プログラム」を普及することなどを通じて、教員等の資質能力の向上を図る。 (参考)公立小中学校等において、日本語指導が必要な児童生徒数に応じて必要な教員定数を確実に確保できるよう義務標準法に基づく改善を推進する。</p> <p>②各地方公共団体が行う支援体制の整備に対する支援を充実させるとともに、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組に対する支援を行う。 NPO法人や高校等が企業やボランティアなどの地域の関係団体等と連携して、外国人の高校生等に対して、キャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組の支援を検討する。</p> <p>③学齢経過者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。</p>

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

### 3 生活者としての外国人に対する支援 (3)子供の教育の充実

項目	現状	課題	対応策
②就学の促進	<p>外国人の子供の教育に関しては、日本語の習熟度や入学時期等が多様であること等から、NPO、外国人学校等の場を活用した学校外における教室が受け皿となる場合も多く存在する。</p>	<p>外国人の子供が引き続き増加しており、就学促進の取組を行うことが必要である。地方公共団体と連携した取組を促進することで、必要な支援が地域の中で体系的に行われる環境整備を図っていくことも重要である。</p>	<p>より多くの地域で定住外国人の就学促進に向けた取組を進めていく。</p>
	<p>少年の健全育成・立ち直りを図るため大学生ボランティアの協力を得て、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等に取り組んでいる。</p>	<p>大学生ボランティアの裾野を拡大するとともに、その活動に対する支援の充実を図ることが必要である。</p>	<p>補導対象となった外国人少年の非行を防止するため継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、少年の健全育成を図る。</p>

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

### 3 生活者としての外国人に対する支援

#### (4)労働環境の改善, 社会保険の加入促進等

項目	現状	課題	対応策
<b>①適正な労働条件 と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保</b>	労働基準監督署等において, 事業主等に対して労働基準関係法令を周知するとともに, 監督指導を行い, 違反に対する是正指導, 重大・悪質な事案には司法処分を行っている。	外国人労働者は, 日本語や日本の労働慣行の知識が乏しく, 労働条件等に関わる問題が生じやすい。また, 技能実習生は, 依然として労働時間等の労働基準関係法令違反が多く認められ, 引き続き, 適切な対応を行う必要がある。	引き続き, 労働基準監督署等における労働基準関係法令の周知, 監督, 違反への是正指導, 重大・悪質な事案への厳正な対応を実施していく。
	ハローワークにおいて, 事業主に対し, パンフレット等を活用しながら, 外国人の雇用状況届出制度や雇用管理指針の周知・啓発を行うとともに, 適正な雇用管理のための相談・指導等に取り組んでいる。また, 労働局において, 社労士等に委嘱して雇用管理に関する相談を行っている。これらの相談等で法令違反事実を把握した場合には, 関係機関に対し情報提供を行っている。	雇用状況届出制度や雇用管理指針, 社会保険加入義務等について, 着実に外国人労働者数が増加していることを踏まえ, 外国人労働者を雇用する事業主に対して一層の周知・啓発を進める必要がある。また, 新たな外国人材の受入れ制度も見据えて, 外国人労働者の適正な雇用管理を行う必要がある。	事業主に対し, 制度周知や相談・指導等を積極的に実施していく。また, 新たな制度により受け入れる外国人材を雇用する事業主に対する適正な雇用管理の確保のための相談・指導等を行う体制を整備する。加えて, 外国人事業主に対する制度周知を図るため, 事業主向けパンフレットの多言語化を行う。

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

### 3 生活者としての外国人に対する支援

#### (4) 労働環境の改善, 社会保険の加入促進等

項目	現状	課題	対応策
②雇用の安定	<p>10か国語の電話通訳サービスを行う多言語コンタクトセンターの運用により、ハローワークにおける職業相談等への対応体制を確保している。また、外国人労働者の使用言語を踏まえながら、集住地域を中心に通訳員を配置している。</p>	<p>多国籍化・多言語化が進み、居住地も分散傾向にあるため、より多くのハローワークでより多くの言語での相談対応が求められている。</p>	<p>多言語コンタクトセンターの電話通訳サービスについて、今後好事例をハローワークに普及し、窓口における通訳を介した相談技術の向上を図るとともに、集住地域を中心として、通訳員の効率的な配置及び運用を図っていく。</p>
	<p>定住外国人を対象に、職場でのコミュニケーション能力の強化、日本の労働法令、雇用慣行等の基本的知識や専門分野(介護現場等)において使用する日本語の習得などを目的とした研修コースを全国17都府県92地域で開講している。また、身分に基づく在留資格で日本に在留する外国人を対象として、都道府県等が地域の訓練ニーズに応じて日本語能力等に配慮した職業訓練を委託により実施することを可能としているほか、都道府県等の必要に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターを配置している。</p>	<p>身分に基づく在留資格の者は、派遣・請負といった不安定な雇用形態の割合が、外国人労働者全体と比べて高くなっており、日本の雇用慣行への理解や、職場での日本語コミュニケーション能力に配慮した研修・職業訓練を通じて円滑な就職活動や安定就労の促進が必要である。</p>	<p>地域のニーズや雇用失業情勢などを踏まえ、研修の実施地域等の拡充を図っていくことを検討し、また、引き続き職業訓練を実施していく。</p>

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性)

## 3 生活者としての外国人に対する支援

### (4)労働環境の改善, 社会保険の加入促進等

項目	現状	課題	対応策
<b>③社会保険の加入促進等</b>	<p>外国人労働者を多く使用する事業者等に対する社会保険の適用漏れ防止等を目的とした調査を実施しているほか、国税庁と連携して法人事業所に関する情報提供を受ける等により、適用に係る指導に活用している。都道府県労働局や公共職業安定所において、社会保険未適用の疑いがあることを把握した場合、適正な適用に向けた指導を実施している。社会保険への未適用が判明した場合、社会保険への適用を促すリーフレットを配布している。</p>	<p>未適用である従業員や事業所が一定程度存在しており、適用促進が課題である。</p>	<p>引き続き社会保険の適用促進に取り組む。また、関係行政機関との情報共有等の協力連携体制を構築する。</p>
	<p>報道等において、在留外国人の医療保険の不適切な利用の疑いがあるとの指摘があり、実態把握及び適正化に向けた取組みを進めていく必要がある。</p>	<p>医療保険者における扶養関係の確認方法が統一されていなかったこと(本年3月通知を発出して統一)、在留資格を偽って入国し、国民健康保険に加入し医療サービスを低額な負担で受けている可能性の者がわずかながら存在していることから、より一層の適正な資格管理に努める必要がある。</p>	<p>健康保険においては扶養の認定の際に、公的証明書等の提出がなければ扶養関係を認めないとする統一的な対応となる通知を3月に発出した。また、国民健康保険においては関係機関と連携し、在留資格の偽りが発覚した場合は、在留資格の取消しや給付費の返還請求を行うことができる体制を本年1月に構築したところであり、いずれもその実施状況のフォローアップを行う。あわせて、諸外国における外国人に対する医療保険の運用実態の把握や、在留外国人の医療保険利用の実態把握等を進め、それらを踏まえ、更なる適正化策を検討する。</p>